

食の安全・安心財団意見交換会「食品表示を考える」

2012年5月18日

朝日新聞編集委員 大村美香

現在、消費者庁で進めている食品表示の一元化に向けた検討は、「わかりにくい食品表示」を改善することが大きな目的であるとされている。だが、なぜわかりにくいのか、に関する分析が不十分だと思われる。

食品表示一元化検討会の資料などを見ると、「表示事項が多く、その結果、表示の文字が小さくなってしまったためにわかりにくい」という見解が検討の方向を支えている。だが、文字の小ささが、わかりにくさの根本原因であるとは思えない。

食品表示に関する原稿を書く際、わかりやすく心がけながらも、いつも苦労するのは、表示のルールが複雑なのに加え、対象になる食品の範囲が複雑なことだ。味噌漬けた豚肉は原産地表示が義務だが、マグロとイカ刺しの盛り合わせには原産地表示は免除されている。冷凍食品は賞味期限が表示されているが、アイスクリームは賞味期限表示が省略可能……。一つのルールに必ずと言っていいほど、例外規定がある。したがって原稿で一般的な説明をした後に「ただし、×と▼は例外で……」などいつも留保をつけなくてはならず、結果としてわかりにくくなってしまふ。

たとえ義務化された項目が多くて小さな文字で記されていようとも、明確で理解しやすい法則に基づく表示であれば、消費者が「わかりにくい」と思うことは少なくなるのではないか。現在の10項目あまりの義務表示事項が多いとは思えない。食品添加物の用途表示などは入れた方がわかりやすくなるだろうと思う事項の一つだ。原材料の冠表示や、「レス」「ノン」「無」といった強調表も理解しにくいポイントの一つで、一括表示欄以外の表示内容に関しても、もっと整理すべきではないか。

わかりにくさを改善するためには、根本からJAS法、食品衛生法、健康増進法の三法で食品表示にかかわる部分を再編成して、表示制度を見直す必要がある。今回の検討では、加工食品だけに対象が絞られているが、生鮮食品も含めて食品全体を見渡して表示制度のあり方を再考するべきではないだろうか。